

官報

平成十五年七月二日

○第百五十六回 参議院會議録第三十六号

平成十五年七月二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十六号

平成十五年七月二日

午前十時開議

第一 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案(法務委員長提出)

第二 地方独立行政法人法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、元議員安永英雄君逝去につき哀悼の件
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員安永英雄君は、去る六月八日逝去

平成十五年七月二日 参議院會議録第三十六号

されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をなさげることといたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられ、さきに建設委員長、決算委員長等の重任にあたられました、元議員正四位勲二等安永英雄君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をなさげます

○議長(倉田寛之君) 日程第一 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案(法務委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。法務委員長 長魚住裕一郎君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案につきまして、法務委員会を代表して、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

性同一性障害は、生物学的な性と性の自己意識が一致しない疾患であり、性同一性障害を有する者は、諸外国の統計等から推測し、およそ男性三万人に一人、女性十万人に一人の割合で存在するとも言われております。

性同一性障害については、我が国では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われており、性別適合手術も医学的かつ法的に適正な治療として実施されるようになってくるほか、性同一性障害を理由とする名の変更もその多くが家庭裁判所により許可されているのに対して、戸籍の訂正手続による戸籍の統制の記載の変更はほとんどが不許可となっております。

そのようなことから、性同一性障害者は生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的に不利益を解消するためにも、立法による対応を求める議論が高まっているところであります。

本法律案は、以上のような性同一性障害者が置かれている状況にかんがみ、性同一性障害者について法令上の性別の取扱いの特例を定めようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的

に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致しているものを性同一性障害者とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がないこと、生殖腺又はその機能がないこと等の要件を満たす者について、家庭裁判所は、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができるとしております。

第二に、性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすこととはしないものとしております。

第三に、性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、新戸籍を編製することを基本とし、その者の戸籍の統制の記載の変更手続が行われることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するとともに、性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲等について法律の施行後三年を目途に検討等を行う旨の規定を設けております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であり、昨日、法務委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 地方独立行政法人法案

日程第三 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎力君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(山崎力君登壇、拍手)

○山崎力君 ただいま議題となりました三法律案

につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方独立行政法人法案は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものであります。

次に、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行うものとしてあります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方独立行政法人制度に関し、その創設趣旨、公立大学法制度の在り方、公営企業等の地方独立行政法人への移行上の課題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方独立行政法人法案に対し六項目から成る附帯決議が付されております。

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進するた

め、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件として人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りまししたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

百

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百五

反対

二十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	倉田 寛之君
副議長	本岡 昭次君

議員	大江 康弘君	渡辺 孝男君
	山本 香苗君	森 ゆうこ君
	平野 達男君	遠山 清彦君

平成十五年七月二日 参議院會議録第三十六号 議長の報告事項

沢 たまき君	岩本 荘太君	加藤 修一君	中島 啓雄君	荒木 清寛君	松 あきら君	木村 仁君	田村 秀昭君	魚住裕一郎君	山本 保君	入澤 肇君	山本 正和君	森本 晃司君	木庭健太郎君	山崎 正昭君	田名部匡省君	統 訓弘君	白浜 一良君	草川 昭三君	扇 千景君	阿南 一成君	岸 宏一君	椎名 一保君	吉田 博美君	松山 政司君	有村 治子君	大仁田 厚君	小泉 顕雄君	加納 時男君	市川 一朗君	仲道 俊哉君	荒井 正吾君
高橋紀世子君	高野 博師君	森下 博之君	広野ただし君	福本 潤一君	山下 栄一君	平野 貞夫君	弘友 和夫君	山口那津男君	鶴保 庸介君	松岡満壽男君	日笠 勝之君	風間 昶君	泉 信也君	西岡 武夫君	渡辺 秀央君	浜四津敏子君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	田村耕太郎君	佐藤 昭郎君	日出 英輔君	柏村 武昭君	森元 恒雄君	舩添 要一君	愛知 治郎君	加治屋義人君	斉藤 滋宣君	有馬 朗人君	大野つや子君	山下 英利君	岩永 浩美君

岩井 國臣君	金田 勝年君	南野知恵子君	阿部 正俊君	加藤 紀文君	尾辻 秀久君	宮崎 秀樹君	鴻池 祥肇君	田中 直紀君	関谷 勝嗣君	久世 公堯君	森山 裕君	岩城 光英君	藤井 基之君	野上浩太郎君	西川きよし君	世耕 弘成君	小林 温君	後藤 博子君	山下 善彦君	武見 敬三君	国井 正幸君	鈴木 政二君	林 芳正君	橋本 聖子君	保坂 三蔵君	野間 起君	佐藤 泰三君	魚住 汎英君	竹山 裕君	中曾根弘文君	山東 昭子君	沓掛 哲男君
景山俊太郎君	中島 真人君	北岡 秀二君	溝手 顕正君	吉村剛太郎君	松谷蒼一郎君	片山虎之助君	月原 茂皓君	清水嘉子子君	若林 正俊君	青木 幹雄君	森田 次夫君	岡田 広君	福島啓史郎君	西銘順志郎君	山内 俊夫君	小齊平敏文君	近藤 剛君	脇 雅史君	中川 義雄君	山崎 力君	常田 享詳君	亀井 郁夫君	谷川 秀善君	中原 爽君	松村 龍二君	清水 達雄君	狩野 安君	河本 英典君	真鍋 賢二君	陣内 孝雄君	松田 岩夫君	野沢 大三君

桜井 新君	黒岩 宇洋君	ツルシマルテ君	中島 章夫君	中村 敦夫君	大塚 耕平君	鈴木 寛君	段本 幸男君	谷 博之君	神本美恵子君	山本 一太君	小川 敏夫君	郡司 彰君	福山 哲郎君	佐藤 道夫君	朝日 俊弘君	齋藤 勁君	小野 清子君	薬科 満治君	川橋 幸子君	江本 孟紀君	斎藤 十朗君	広中和歌子君	江田 五月君	興石 東君	井上 哲士君	岩本 司君	小泉 親司君	福島 瑞穂君	池口 修次君	八田ひろ子君	大田 昌秀君	浅尾慶一郎君
上杉 光弘君	榛葉賀津也君	信田 邦雄君	大淵 絹子君	辻 泰弘君	松井 孝治君	伊達 忠一君	高橋 千秋君	藤原 正司君	田浦 直君	佐藤 雄平君	海野 徹君	櫻井 充君	三浦 一水君	今泉 昭君	平田 健二君	谷林 正昭君	柳田 稔君	堀 利和君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	勝木 健司君	山下八洲夫君	北澤 俊美君	宮本 岳志君	又市 征治君	紙 智子君	田 英夫君	山根 隆治君	若林 秀樹君	大沢 辰美君	内藤 正光君	木俣 佳丈君

羽田雄一郎君	西山登紀子君	大脇 雅子君	本田 良一君	藤井 俊男君	大門実紀史君	和田ひろ子君	山本 孝史君	小池 晃君	岩佐 恵美君	直嶋 正行君	長谷川 清君	岡崎トミ子君	吉岡 吉典君	市田 忠義君	総務大臣 片山虎之助君	法務大臣 森山 眞弓君
井上 美代君	林 紀子君	小川 勝也君	高嶋 良充君	畑野 君枝君	池田 幹幸君	円 より子君	小林 元君	富樫 練三君	吉川 春子君	角田 義一君	千葉 景子君	佐藤 泰介君	緒方 靖夫君			

議長の報告事項
去る六月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	辞任	補欠
和田ひろ子君	岡崎トミ子君	
法務委員	辞任	補欠
本田 良一君	鈴木 寛君	
財政金融委員	辞任	補欠
信田 邦雄君	峰崎 直樹君	

農林水産委員	辞任	補欠	岡崎トミ子君	和田ひろ子君
鈴木 寛君	本田 良一君	峰崎 直樹君	信田 邦雄君	予算委員
辞任	補欠	若林 秀樹君	小川 勝也君	行政監視委員
辞任	補欠	小川 勝也君	若林 秀樹君	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案(二十集)
同日議員から次の議案が提出された。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
参議院議員櫻井充君提出住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問に対する答弁書(第三二二号)	参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問に対する答弁書(第三四号)	同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	参議院議員富樫三郎君外六名提出改正道路運送法施行後のタクシー行政の改善に関する質問(第三七号)(答弁することができ期限 七月七日)	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
労働基準法の一部を改正する法律	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律	一昨六月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	辞任
厚生労働委員	辞任	国家基本政策委員	辞任	辞任
予算委員	小川 勝也君	池田 幹幸君	西山登紀子君	若林 秀樹君
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
行政監視委員	辞任	若林 秀樹君	小川 勝也君	池田 幹幸君
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	少子化社会対策基本法案(第百五十一回国会衆第五三三号)	内閣委員会に付託	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三〇号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
山下 英利君	小林 元君	奥石 東君	補欠	補欠
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十五年七月一日

提出者

法務委員長 魚住裕一郎
参議院議長 倉田 寛之殿

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。

平成十五年七月二日 参議院会議録第三十六号

三 現に子がいないこと。
四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすること

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案

地方独立行政法人法案

審査報告書

地方独立行政法人法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年七月一日

総務委員長 山崎 力
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行使するため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判斷を十分尊重すること。
- 二、地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われ

るよう、必要な助言等を行うこと。

三、地方独立行政法人の情報公開に関しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。

四、地方独立行政法人の業績評価に当たっては、財務面のみならず、住民の意見を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるよう、その体制整備に努めること。

五、第三セクター等の経営健全化に関しては、その手段として安易に地方独立行政法人への移行が選択されないようにするとともに、地方公共団体に対し、法的整理を含めその早期抜本処理を促し、経営責任の明確化、清算の可否、民営化の是非を精査検討できるよう、必要な対策を講ずること。

六、公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。

地方独立行政法人法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月五日
参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

地方独立行政法人法案

地方独立行政法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第十条)

第二節 地方独立行政法人評価委員会(第十二条—第二十条)

第二章 役員及び職員(第二十一条—第二十四条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十一条—第二十四条)

第二節 中期目標等(第二十五条—第三十一条)

第四章 財務及び会計(第三十二条—第四十六条)

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人(第四十七条—第五十四条)

第二節 一般地方独立行政法人(第五十五条—第五十八条)

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)

第七章 公立大学法人に関する特例(第六十八条—第八十条)

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第八十一条—第八十七条)

第九章 雑則(第八十八条—第九十六条)

第十章 罰則(第九十七条—第一百条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の

(目的)

基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されること

が必要なるものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならない。

2

地方独立行政法人でない者は、その名称中に、地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

(法人格)

第五条 地方独立行政法人は、法人とする。

(財産的基礎)

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体(地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。)は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における

時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。 5 前項の評価に必要事項は、政令で定める。 (設立) 第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。 (定款) 第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。	一 目的 二 名称 三 設立団体 四 事務所の所在地 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別 六 役員の数、任期その他役員に関する事項 七 業務の範囲及びその執行に関する事項 八 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第五号及び第二十四条において同じ。)の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称及び所在地 九 資本金、出資及び資産に関する事項 十 公告の方法
十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 2 定款(前項第五号に掲げる事項を除く。)の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。 3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。 (登記) 第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 (民法の準用) 第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、地方独立行政法人について準用する。 第二節 地方独立行政法人評価委員会 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
二 その他この法律又は条例によりその権限に属せられた事項を処理すること。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に必要事項については、条例で定める。 第二章 役員及び職員 (役員) 第十二条 地方独立行政法人に、役員として、理事一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。 (役員の職務及び権限) 第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長の意見を提出することができる。 (役員の任命) 第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。	一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者 2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。 3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。 4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。 (役員の任期) 第十五条 役員の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格事項) 第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。 (役員の解任) 第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったとき

は、その役員を解任しなければならない。 2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。 4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。 (代表権の制限) 第十八条 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。 (代理人の選任) 第十九条 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命) 第二十条 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。	第三章 業務運営 第一節 業務 (業務の範囲) 第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一 試験研究を行うこと。 二 大学の設置及び管理を行うこと。 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。 イ 水道事業(簡易水道事業を除く)。 ロ 工業用水道事業 ハ 軌道事業 ニ 自動車運送事業 ホ 鉄道事業 ヘ 電気事業 ト ガス事業 チ 病院事業 リ その他政令で定める事業 四 社会福祉事業を経営すること。 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く)。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (業務方法書) 第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。	3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。 (料金) 第二十三条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 (公共的な施設の設置及び管理) 第二十四条 地方独立行政法人が行う公共的な施設の設置及び管理については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項及び第三項の規定を準用する。 第二節 中期目標等 (中期目標) 第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)	二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 四 財務内容の改善に関する事項 五 その他業務運営に関する重要事項 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。 (中期計画) 第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 四 短期借入金金の限度額 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六 剰余金の使途 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
---	--	--	--

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 (年度計画) 第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることが出来る。 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。 (中期目標に係る事業報告書) 第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。 (中期目標に係る業務の実績に関する評価) 第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則	で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。 3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。 (中期目標の期間の終了時の検討) 第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。 第四章 財務及び会計 (事業年度) 第三十二条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した地方独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。	(企業会計原則) 第三十三条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。 (財務諸表等) 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。)を付けないければならない。 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
---	---	--	---

(会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。

(会計監査人の資格)

第三十七条 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十五条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第三十五条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第三十九条 設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。

り、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができ。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)
第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に對

し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員的身分)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十条 特定地方独立行政法人の役員(以下この条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(職員の給与)

第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものではない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条(第六項を除く。)、第二十四条から第二十六条まで、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項並びに

第十八条の二に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百三十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。

二 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四条第二項、第六条の二、第七条及び第九条の規定

2 職員(政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。)については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	
地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者	特定地方独立行政法人の理事長
条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例及び特定地方独立行政法人の
それぞれ職員	職員

第六条第二項	前項の任命権者は、同項	特定地方独立行政法人の理事長は、前項
第十四条	その補助機関たる上級の地方公務員	副理事長若しくは理事又は上級の職員
第十六条各号列記以外の部分	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第十六条第三号	条例	設立団体の条例
第十七条第四項	地方公共団体	特定地方独立行政法人又は設立団体
第十七条第五項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人の理事長
第十八条第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
第十八条第二項	他の地方公共団体の機関	地方公共団体の機関若しくは他の特定地方独立行政法人
第十九条及び第二十二条第一項	これらの機関	これらの機関又は他の特定地方独立行政法人
第十九条及び第二十二条第五項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
第二十七條第二項	又は他の地方公共団体	、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人
第二十八條第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第一項及び第二項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十八條の二第三項	条例	設立団体の条例
第二十八條の二第三項	職制	組織
第二十八條の二第三項	条例	設立団体の条例
第二十八條の二第三項	地方公共団体における	特定地方独立行政法人における
第二十八條の二第三項	条例で	特定地方独立行政法人の規程で
第二十八條の二第三項	他の地方公共団体	地方公共団体

第二十八條の三第一項	かかわらず、条例で定めるところにより	かかわらず
第二十八條の三第二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八條の四第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十八條の四第二項及び第三項	条例	設立団体の条例
第二十八條の五第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十九條第一項第一号	条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例若しくは特定地方独立行政法人の
第二十九條第二項	当該地方公共団体	当該特定地方独立行政法人
第二十九條第四項及び第二十九條の二第二項	他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人	他の特定地方独立行政法人若しくは地方公共団体
第三十一條	条例	設立団体の条例
第三十二條	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	特定地方独立行政法人の規程
第三十五條	条例	設立団体の条例
第三十六條第二項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第三十六條第二項	地方公共団体の区域	特定地方独立行政法人の設立団体の区域
第三十八條第一項	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
第四十二條	地方公共団体	特定地方独立行政法人

4 職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中、「条例」とあるのは、「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)(の条例」と、「(条例」とあるのは、「(設立団体の条例」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七条中「条例」とあるのは「地方独立行政法人法第五十一条第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。	例とあるのは「設立団体の条例」とする。 (議会への報告等) 第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常動職員」という。)の数を設立団体の長に報告しなければならぬ。 2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常動職員の数を報告しなければならぬ。	法人の役員及び職員について準用する。 (職員の給与) 第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。 2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。 (役員及び職員の地位) 第五十八条 一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	られない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。 2 移行型一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。 第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。
5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項、第三条第二項及び第五条第二項の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職員」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)(の条例で定める職員」と、「(条例」とあるのは、「設立団体の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。	6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)(の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。	(準用) 第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の職員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政	第六十一条 移行型地方独立行政法人(移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下この章において同じ。)(は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続いた在職期間を当該移

行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであって、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準(第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。)の規定による退職手当の支給を受ける移行型地方独立行政法人の職員については、適用しない。

(児童手当に関する経過措置)

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七十一条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行

型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日まで、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人で

ある労働組合となつたものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となつたものについて、それぞれ準用する。

(権利義務の承継等)

第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に關し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に關して起した地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に關して当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類(次項において「資産及び負債に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該義務に係る債権者(次項、第六項及び第七項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備えて置かなければならない。

3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知

れている債権者には、格別にこれを催告しなればならない。

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載し、するときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による格別の催告は、することを要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十七条 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

平成十五年七月二日 参議院会議録第三十六号

る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 公立大学法人に関する特例

(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公立大学法人」という。)は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

(教育研究の特性への配慮)

第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務

を行つてはならない。

(理事長の任命の特例等)

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長」となる理事長」という。)の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。)の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育

研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学(以下この章において「学長を別に任命する大学」という。)の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ、能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

8 公立大学法人(第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。)の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

9 公立大学法人の副理事長(第七項の規定により副理事長となるものを除く。)及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び

第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。	二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。	七条第二項及び第三項（これらの規定を次条において準用する場合を含む。）の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。	長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。
2 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。	2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。	（審議機関） 第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。	2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。
3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。	4 公立大学法人（第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長（同条第七項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。	第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。）の学長」と、第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学	3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。
第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。	5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。	（準用） 第七十八條 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。	2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が	第七十五条 第十七条第一項（次条において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、第十	第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学	3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴

き、当該意見に配慮しなければならない。 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。 (認証評価機関の評価の活用) 第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九条の第三第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。 (設立の認可等の特例) 第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。 第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例 (企業の経済性の発揮) 第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。)は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。 (他業の禁止) 第八十二条 公営企業型地方独立行政法人は、第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。 (料金及び中期計画の特例) 第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。	2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 (利益及び損失の処理の特例) 第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。 (財源措置の特例) 第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費 2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。	政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。 (債務の負担) 第八十六条 公営企業型地方独立行政法人(第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)は、設立団体に対し、第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。 2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。 (権利義務の承継等の特例) 第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に関する第六十七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に對して負担する債務の額」とする。 2 公営企業型地方独立行政法人が第六十六条第一項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、第六十七条第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。 第九章 雑則 (報告及び検査) 第八十八条 総務大臣若しくは都道府県知事又は	設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (違法行為等の是正) 第八十九条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。 3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他必要
---	---	---	--

する費用の全部を負担しなければならない。

(民法等の準用)

第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで並びに第三百二十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるものとする。

2 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

(指定都市の特例)

第九十五条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第七條第八條第二項及び第九十二条第一項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第九十七条 第五十条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 第八十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

六 第二十六条第四項の規定による設立団体の長の命令に違反したとき。

七 第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして

事業報告書を提出したとき。

八 第三十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第五十四条第一項又は第八十九条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第八十九条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

十二 第九十二条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第一百条 第四條第二項又は第六十八条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(設立に関する経過措置)

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第二条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十三条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法律の施行の日から生ずるものとする。

2 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第六十六条の規定の例により、移行型地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができ、(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に地方独立行政法人又は公立大学法人という文字を用いている者については、第四条第二項又は第六十八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月一日

総務委員長 山崎 力

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条―第六条)	において「特定地方公共機関」という。の職員に限る。の派遣についてを加える。
第二章 総務省関係(第七条―第二十五条)	第三十一条中「指定公共機関の下に」及び特定地方公共機関を加える。
第三章 法務省関係(第二十六条)	(都市再生特別措置法の一部改正)
第四章 財務省関係(第二十七条―第三十一条)	第二条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第五章 文部科学省関係(第三十二条―第三十七条)	第十条第一項中「及び独立行政法人を」。独立行政法人に改め、「独立行政法人をいう。以下同じ。の下に」及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)の下に「及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)の一部を次のように改正する。
第六章 厚生労働省関係(第三十八条―第四十七条)	第十九条第二項中「又は地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、「除く。の下に」又は地方独立行政法人の長を加え、同条第四項中「独立行政法人の長及び」を「独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに」に改める。
第七章 農林水産省関係(第四十八条―第五十一条)	(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正)
第八章 経済産業省関係(第五十二条―第五十三条)	第三条 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。
第九章 国土交通省関係(第五十四条―第五十五条)	第五条第一項中「同じ。の下に」及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)第二項に規定する特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条
第十章 環境省関係(第五十六条)	第四十条 知的財産基本法(平成十四年法律第百二
附則	
第一章 内閣関係	
(災害対策基本法の一部改正)	
第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。	
第二条第六号中「港灣法」を「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。及び港灣法」に、「及び」を並びにに改める。	
第三十条第二項中「都道府県知事に対し」の下に「それぞれを、派遣について」の下に「又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条	

十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「独立行政法人をいう。第三十
条第一項において同じ。の下に」及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)第二項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十号第一項において同じ。を加える。
第三十条第一項中「及び独立行政法人」を「独立行政法人及び地方独立行政法人」に改める。
(構造改革特別区域法の一部改正)
第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第三十九号第一項中「及び独立行政法人」を「独立行政法人」に改め、「独立行政法人をいう。の下に」及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)第一項に規定する地方独立行政法人をいう。を加える。
(個人情報保護に関する法律の一部改正)
第六条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二号)第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。
第七条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第十一条の見出しを「地方公共団体等が保有する個人情報の保護」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章 総務省関係

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第七条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「同じ。」の下に、「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。))を加え、同条第二項中「特定独立行政法人」の下に、「特定地方独立行政法人」を加える。

(政治資金規正法の一部改正)

第八条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第一項中「以下同じ。」の下に「若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を加え、同項第五号中「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を」地方公営企業等の労働関係に

関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加える。

第二十八号の四第四号中「特定独立行政法人」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「以下同じ。」の下に「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を、(「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加え、同項第五号中「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を」地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。

第三百三十八号の二第二項第一号、第二百二十六号、第二百三十九号の二第二項及び第二百五十一号の四第一項中「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。

第十号 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。))が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものに限る。以下「非課税地方独立行政法人」という。を加える。

第七十二条の四第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方独立行政法人
第七十三条の三第一項及び第百四十六号第一項中「及び地方開発事業団を」、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第百七十九号中「及びこれらの組合を」、これらの組合及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第二百九十六号第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「非課税地方独立行政法人」を加える。

第三百四十八号第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 市町村は、非課税地方独立行政法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)に対しては、固定資産税を課することができない。

第四百四十三号第一項及び第五百八十六号第一項中「及び地方開発事業団を」、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第六百九十九号の四第一項中「及び地方開発事業団を」、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改め、「政令で定めるもの」の下

に「及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの」を加える。

第七百一条の三十四第一項中「及び非課税独立行政法人を」、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人」に改め、「(非課税独立行政法人」の下に「及び非課税地方独立行政法人」を加える。

第七百二条の二第二項中「及び地方開発事業団を」、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第七百四条第一項中「地方開発事業団」の下に「非課税地方独立行政法人」を加え、同条第二項中「及び地方開発事業団を」、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
第十一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「且つを」かつに改め、「運営」の下に「並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施」を加える。

第二条中「以下同じ。」を削り、「てい触する」を「抵触する」に改める。

第三条第一項中「地方公務員」の下に「(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))のすべての公務員をいう。以下同じ。))」を加え、同条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定地方独立行政法人の役員

第八条第六項中「国又はを」を「国若しくは」に改め、「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

第二十九条第二項中「他の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「前項各号の一」を「前項各号のいずれか」に改める。

第三十六条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「地方公共団体の庁舎、施設等」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等」に改め、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加え、同条第五項中「行政の下に」及び「特定地方独立行政法人の業務」を加える。

第五十五条の二第三項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第十二条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「（以下同じ。）」の下に、「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第五条第五号中「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この条において「特定地方独立行政法人」という。）」を、「規定」の下に「又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。）」を、「その者の当該地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第十四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員は、政令で定めるところにより

り、設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

第七十条の二中「この条を」の項に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第七十条の三第三項中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。

第七十一条中「第七十条の二ただし書」を「第七十条の二第一項ただし書」に改める。

第百十三条第五項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、「組合員」の下に「（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員

で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

第百十六条第一項中「機関」の下に、「特定地方独立行政法人」を加え、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に改め、「の規定により地方公共団体」の下に、「特定地方独立行政法人」を加える。

第百三十八条中「都道府県」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

第百四十条第一項中「機関」の下に、「特定地方独立行政法人」を、「及び地方公共団体」の下に、「特定地方独立行政法人」を加え、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に改める。

第百四十一条第一項中「第六章中「給料」とあるのは」の下に「組合」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第四百十一條の二 職員引継一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九條第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体(同法第六條第三項に規定する設立団体をいう)の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十條に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百十四條の三第一項第十一号において同じ。)の役職員(同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三條第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法平成十五年法律第 号)第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。」「組合の」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第四百十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」と、「組合の」とあるのは「組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう)である場合には、公立学校共済組合)の」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営

平成十五年七月一日 参議院會議録第三十六号

規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第九章及び第四百十四條の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

第四百十二條第二項の表第七十條の二の項中「第七十條の二」を「第七十條の二第一項」に改める。
第四百十三條第四項中「第七十條の二」ただし書を「第七十條の二第一項ただし書」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。
第四百十四條の三第一項に次の一号を加える。

十一 地方独立行政法人法第五十五條に規定する一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人を除く。)
第四百十四條の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
附則第十四條の四第四項中「地方公共団体」の下に「特定地方独立行政法人、第四百十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人」を加える。
(地方公務員災害補償法の一部改正)
第十六條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百一十一号)の一部を次のように改正す

る。
目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。
第一条中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項を次のように改める。
この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)
二 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。)及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者(常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

る。
目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。
第一条中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項を次のように改める。
この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)
二 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。)及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者(常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

る。
目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。
第一条中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項を次のように改める。
この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)
二 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。)及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者(常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

る。
目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。
第一条中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項を次のように改める。
この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)
二 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。)及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者(常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

る。
目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。
第一条中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項を次のように改める。
この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)
二 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員(同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。)及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者(常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

人をいう。以下同じ。)の職員にあつては総務省令で定める給与に改め、同条第六項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第五号中「地方公共団体の下に(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人)」を加える。
第十三條の見出しを「(地方公共団体等の便宜の供与)」に改め、同条第一項中「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」の理事長を、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
第三十七條第三項中「属する任命権者を」任命権者(地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五條において同じ。)に改める。
第四十九條第一項中「同じ。」「及び地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。
第五十條中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。
第五十八條第一項中「地方公共団体が」を「地方公共団体(職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。)」がに、「行なつた」を「行つた」に改める。
第六十七條第一項中「属する地方公務員」の下に「及び一般地方独立行政法人の職員」を加える。

人をいう。以下同じ。)の職員にあつては総務省令で定める給与に改め、同条第六項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第五号中「地方公共団体の下に(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人)」を加える。
第十三條の見出しを「(地方公共団体等の便宜の供与)」に改め、同条第一項中「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」の理事長を、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
第三十七條第三項中「属する任命権者を」任命権者(地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五條において同じ。)に改める。
第四十九條第一項中「同じ。」「及び地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。
第五十條中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。
第五十八條第一項中「地方公共団体が」を「地方公共団体(職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。)」がに、「行なつた」を「行つた」に改める。
第六十七條第一項中「属する地方公務員」の下に「及び一般地方独立行政法人の職員」を加える。

人をいう。以下同じ。)の職員にあつては総務省令で定める給与に改め、同条第六項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第五号中「地方公共団体の下に(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人)」を加える。
第十三條の見出しを「(地方公共団体等の便宜の供与)」に改め、同条第一項中「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」の理事長を、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
第三十七條第三項中「属する任命権者を」任命権者(地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五條において同じ。)に改める。
第四十九條第一項中「同じ。」「及び地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。
第五十條中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。
第五十八條第一項中「地方公共団体が」を「地方公共団体(職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。)」がに、「行なつた」を「行つた」に改める。
第六十七條第一項中「属する地方公務員」の下に「及び一般地方独立行政法人の職員」を加える。

人をいう。以下同じ。)の職員にあつては総務省令で定める給与に改め、同条第六項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第五号中「地方公共団体の下に(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人)」を加える。
第十三條の見出しを「(地方公共団体等の便宜の供与)」に改め、同条第一項中「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」の理事長を、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
第三十七條第三項中「属する任命権者を」任命権者(地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五條において同じ。)に改める。
第四十九條第一項中「同じ。」「及び地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。
第五十條中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。
第五十八條第一項中「地方公共団体が」を「地方公共団体(職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。)」がに、「行なつた」を「行つた」に改める。
第六十七條第一項中「属する地方公務員」の下に「及び一般地方独立行政法人の職員」を加える。

第二条の二 当分の間、設立団体、地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体（以下この条において「移行型一般地方独立行政法人」という。）の任命権者が同法第五十九條第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人（以下この条において「移行型一般地方独立行政法人」という。）の成立の日から当該移行型一般地方独立行政法人へ第二條第一項の規定により職員を派遣した場合において、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため引き続き人的援助を行うことが特に必要であると認めるときは、第三條第二項の規定にかかわらず、派遣先団体である当該移行型一般地方独立行政法人との合意により、職員派遣をされた当該職員の同意を得て、三年を超えない範囲内

で当該職員派遣の期間を延長することができる。ただし、当該職員派遣の期間は、当該職員派遣をした日から起算して十年を超えることができない。

(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正)

第二十一条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「除く。」の下に「及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第三条第一項第二号中「地方公共団体」の下に「又は当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人に関する特例)

第八条 第六条の規定は、特定地方独立行政法人が第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用した職員には適用しない。

2 地方独立行政法人法第四十七条に規定する職員に関する第二条第三号、第三条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、第二条第三号中「条例」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」の条例」と、第三条第一項及び第五条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

3 設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)が二以上である場合における前項の規定の適用について

は、同項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法第九十条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。))の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十二條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員」に改め、同条第二号及び第三号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第四号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十四条第一項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人を加える。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十三條 行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する法律(平成十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ト中「二からへまで」を「二からトまで」に、「へ」を「ト」に改め、同号トを同号チとし、同号へを同号トとし、同号ホ中「認可を要する法人」の下に「地方独立行政法人を除く。」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)

第十条第一項中「第二条第二号ハに掲げるもの」を「第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長」に改める。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正)

第二十四條 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第八条第二項第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第十四条第二号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。

地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員

員」に改め、同条第三号及び第六号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第七号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第二十三條第一項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十五條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第九条第二項第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第十四条第二号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改め、同条第三号及び第四号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第五号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員

第二十三条第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。

第三章 法務省関係

(人権擁護法の一部改正)

第二十六条 人権擁護法(平成十五年法律

第 号)の一部を次のように改正する。

第八十一条ただし書中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、「企業職員」の下に、「地方独立行政法人法

(平成十五年法律第 号)第四十七条の職

員を加え、「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

第四章 財務省関係

(所得税法の一部改正)

第二十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第二十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第三十一条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

第五章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第三十二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第

六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。」を加える。

第一百一条の次に次の一条を加える。

第一百一条の二 地方独立行政法人法第六十八条

第一項に規定する公立大学法人は、第二条第

一項の規定にかかわらず、当分の間、大学以

外の学校を設置することができない。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三十三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公立学校」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十八

条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)」を加える。

(社会教育法の一部改正)

第三十四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「この章及び第五十二条においてを削り、「この章中以下「学校」というを「同項に規定する公立学校をいう。以下同じ」に改める。

第四十四条第一項中「学校の管理機関」を「学

校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。の管理機関」に改め、同条第二

項中「公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつて

は「公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。の理事長、大学以外の学校にあつては」に改める。

第四十八条第一項中「公立学校の管理機関は

それぞれの管理に属する学校」を「地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当

該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団体に設置されてい

る教育委員会は当該地方公共団体が設置する大

学以外の公立学校」に改める。

(著作権法の一部改正)

第三十五条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「機関又は」を「機関」に改

め、「同じ。の下に又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第

二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四号中「又は独立行政法人」を「独立行政法人又は地方独立行政法人」に改める。

第十八条第三項第三号中「を地方公共団体、

「(地方公共団体」及び「機関」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条第四項第三号から第

五号までの規定中の「機関」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。

第十九条第四項各号中の「機関」の下に「若し

くは地方独立行政法人」を加える。

第三十二条第二項及び第四十条第二項中「又は独立行政法人」を「独立行政法人又は地方独

立行政法人に改める。

第四十二條の二及び第九十條の二第四項各号中「の機関」の下に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)
第三十六條 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、大学共同利用機関法人等」の下に「、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)」を、「国立大学法人、大学共同利用機関法人等」の下に「、公立大学法人」を加える。

第五條の見出し中「国立大学」の下に「、公立大学法人の設置する大学」を加え、同條第一項及び第二項中「国立大学法人」の下に「、公立大学法人」を加え、同條第三項中「学校法人」を「公立大学法人(地方独立行政法人法第七十一條第一項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。又は学校法人)」に改め、同條第四項中「国立大学法人」の下に「、公立大学法人」を加える。
(文部科学省設置法の一部改正)

第三十七條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号中「文教施設」の下に「並びに地方独立行政法人が設置する文教施設」を加える。

第六章 厚生労働省関係
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第三十八條 精神保健及び精神障害者福祉に関する

る法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條の七に次の一項を加える。

2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。が精神病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

第十九條の八中「及び都道府県」を、「都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(以下「国等」という。))」に改める。

第二十九條第一項中「且つ」を「かつ」に、「国若しくは都道府県」を「国等」に改め、同條第四項中「国又は都道府県」を「国等」に改める。

第二十九條の六第一項中「国若しくは都道府県」を「国等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九條の七中「国若しくは都道府県」を「国等」に、「行なつた」を「行つた」に、「国又は」を「国等又は」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十九條 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十條の見出し中「及び市町村」を、「市町村及び地方独立行政法人」に改め、同條第二項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を加え、同條第三項中「及び市

町村」を、「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

第四十一條第一項中「及び市町村の外」を「、市町村及び地方独立行政法人のほか」に改める。

第四十五條第一項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第四十條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項中「若しくは独立行政法人国立病院機構」を、「独立行政法人国立病院機構若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十三條及び第五十七條第一号において同じ。))」に改める。

第三十三條及び第五十七條第一号中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)
第四十一條 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
地方公営企業等の労働関係に関する法律
第一条中「企業」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二条中「企業」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。
第三条を次のように改める。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方公営企業 次に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う地方公共団体が経営する企業をいう。

イ 鉄道事業

ロ 軌道事業

ハ 自動車運送事業

ニ 電気事業

ホ ガス事業

ヘ 水道事業

ト 工業用水道事業

チ イからトまでの事業のほか、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第三項の規定に基づく条例又は規約の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業

二 特定地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。

三 地方公営企業等 地方公営企業及び特定地方独立行政法人をいう。

四 職員 地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

第五条に次の一項を加える。

3 地方公営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を労働委員会に通知しなければならない。

第六条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改め、同条第二項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第七条ただし書中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第八条の見出し中「てい、触する」を「抵触する」に改め、同条第一項中「長は、の下に」を「地方公営企業において」を加え、「てい、触する」を「抵触する」に、「てい、触し」を「抵触し」に、「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「てい、触する」を「抵触する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定地方独立行政法人の理事長は、設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例に抵触する内容を有する協定を締結したときは、速やかに、当該設立団体の長に対して、その協定が条例に抵触しなくなるために必要な条例の改正又は廃止に係る議案を当該設立団体の議会に付議して、その議決を求めるよう要請しなければならない。

3 前項の規定による要請を受けた設立団体の長は、その要請を受けた日から十日以内に、同項の協定が条例に抵触しなくなるために必要な条例の改正又は廃止に係る議案を当該設立団体の議会に付議して、その議決を求めるものとする。ただし、当該設立団体の議会がその要請を受けた日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会に速

やかにこれを付議するものとする。

第九条の見出し中「てい、触する」を「抵触する」に改め、同条中「その定める」を「地方公営企業において、当該地方公共団体の長その他の地方公共団体の機関の定める」に、「てい、触する」を「抵触する」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「てい、触し」を「抵触し」に改める。

第十一条第一項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に、「そのかし」を「唆し」に改め、同条第二項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第十二条中「地方公共団体」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加える。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

（仲裁裁定）

第十六条 地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を準用する。

2 地方公共団体の長は、地方公営企業とその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を準用する。

3 第八条第一項及び第四項の規定は当該地方公共団体の条例に抵触する内容を有する仲裁裁定について、第九条の規定は当該地方公共団体の規則その他の規程に抵触する内容を有

する仲裁裁定について準用する。

4 設立団体は、特定地方独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

5 第八条第二項から第四項までの規定は、当該設立団体の条例に抵触する内容を有する仲裁裁定について準用する。

附則第四項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

附則第五項中「第三条第二項」を「第三条第四号」に、「身分取扱を」を「身分取扱い」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第四十二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。」を加える。

第十六条第二項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第四十三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「（という）」の下に「、地方独立行政法人（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）を加える。

第八条第五号中「特定独立行政法人」の下に

「、特定地方独立行政法人」を加える。

別表第二第八号中「及び厚生労働大臣」を「、厚生労働大臣」に改め、「相当する事務に従事した期間」の下に「及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

（児童手当法の一部改正）

第四十四条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「定める地方公務員」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項を」、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二条第一項」に改める。（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二ただし書中「企業職員」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第四十七条の職員」を加え、「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二

百八十九号)第三条第四号に改める。

(独立行政法人国立病院機構法の一部改正)

第四十六条 独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

(結核予防法の一部改正に関する経過措置)

第二十二條の二 前條の規定の施行の日が地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第 号)

は、前条中「若しくは地方公共団体」とあるのは「若しくは」と、「地方公共団体若しくは独立行政法人国立病院機構」とあるのは「独立行政法人国立病院機構若しくは」とする。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第四十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「都道府県又はを」都道府県に改め、「い」の下に「又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)」を加える。

第七章 農林水産省関係

(農業改良助長法の一部改正)

第四十八條 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「都道府県農業試験場」を「都道府県試験研究機関等(都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第十四條の二第四項において同じ。)」に改める。

第十四條の二第四項中「都道府県の試験研究機関を」都道府県試験研究機関等に改める。

第四十九條 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「及び都道府県」を「都道府県及び地方独立行政法人」に改める。

(水産基本法の一部改正)

第五十條 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「及び都道府県」を「都道府県及び地方独立行政法人」に改める。

(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)

第五十一條 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。

第八章 経済産業省関係

(中小企業基本法の一部改正)

第五十二條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第二号中「又は都道府県」を「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

(産業技術力強化法の一部改正)

第五十三條 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項に次の一号を加える。

五 その特許発明が地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人であつて、同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人以外のものをいう。以下この条において同じ。))であつて試験研究に関する業務を行うものの役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「地方独立行政法人研究者」という。))がした職務発明である場合において、その地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該地方独立行政法人第十六條第二項に次の一号を加える。

五 その発明が地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該地方独立行政法人第十六條第二項に次の一号を加える。

第九章 国土交通省関係

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第五十四條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「又は関係する独立行政法人」を「関係する独立行政法人」に改め、「第

五十一條の三第一項において同じ。の長」の下に「又は関係する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))の理事長」を加える。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)

第五十五條 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「又は関係する独立行政法人」を「関係する独立行政法人」に改め、「独立行政法人をいう。の長」の下に「又は関係する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))の理事長」を加える。

第十章 環境省関係

(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正)

第五十六條 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び地方公共団体」を「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第二條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

第四條の見出しを「(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十条の見出し中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第一項中「及び市町村」を、「市町村及び地方独立行政法人」に改め、同条第二項中「当該都道府県又は」を「都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び」に改め、「応じて」の下に、「地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて」を加え、同条第三項中「及び市町村」を、「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

第十一条中「及び市町村」を、「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第二十四条の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 第二十五条の規定 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四 第四十七条の規定 心神喪失等の状態で重

大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第四十七条の規定の施行の前日である場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、平成十七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成十六年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第二項に規定する職員派遣をされている職員(地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)に対する地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用については、当該職員は、健康保険若しくは船員保険の被保険者又は私立学校教職員共済法(昭和

二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間、地方公務員共済組合法(地方公務員共済組合法

第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条において同じ。)の組合員であつたものとみなし、施行日の前日において現に健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険給付又は私立学校教職員共済法の規定による短期給付(以下この条において「保険給付等」という。)を受けている場合において

は、当該保険給付等は、地方公務員等共済組合法に基づいて当該保険給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、地方公務員共済組合は、施行日以後に係る給付を支給する。

(結核予防法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日が独立行政法人国立病院機構法附則第二十一条の規定の施行の前日である場合には、第四十条中「若しくは独立行政法人国立病院機構」とあるのは「若しくは地方公共団体」と、「独立行政法人国立病院機構」とあるのは「、地方公共団体」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第一号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第八条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

(行政手続法の一部改正)

第十条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「第二条」を「第三条第一項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

審査報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月一日

総務委員長 山崎 力

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、市町村の合併を推進するため、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長しようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年六月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項各号」に、「人口に関する要件は、四万以

上」を「要件は、人口三万以上を有すること」に改める。

附則第二条の二を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案(法務委員長提出)

賛成者氏名

二二九名

阿南 一成君	阿部 正俊君	佐藤 昭郎君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	齊藤 滋宣君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	桜井 新君
有村 治子君	泉 信也君	清水 達雄君
市川 一朗君	入澤 肇君	陣内 孝雄君
岩井 國臣君	岩城 光英君	世耕 弘成君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	田浦 直君
魚住 汎英君	小野 清子君	田村耕太郎君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君	竹山 裕君
大野つや子君	扇 千景君	谷川 秀善君
岡田 広君	加治屋義人君	月原 茂皓君
加藤 紀文君	加納 時男君	鶴保 庸介君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	中島 啓雄君
片山虎之助君	金田 勝年君	中曾根弘文君
亀井 郁夫君	河本 英典君	仲道 俊哉君
木村 仁君	岸 宏一君	野上浩太郎君
北岡 秀二君	久世 公堯君	野間 越君
杵掛 哲男君	国井 正幸君	橋本 聖子君
小泉 顯雄君	小齊平敏文君	日出 英輔君
小林 温君	後藤 博子君	藤井 基之君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君	真鍋 賢二君

佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	朝日 俊弘君	池口 修次君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君	今泉 昭君	岩本 司君
桜井 新君	清水嘉子君	海野 徹君	江本 五月君
清水 達雄君	椎名 一保君	小川 敏夫君	小川 耕平君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	神本美恵子君	川橋 幸子君
田浦 直君	田中 直紀君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	郡司 彰君	小林 元君
竹山 裕君	武見 敬三君	奥石 東君	佐藤 泰介君
谷川 秀善君	段本 幸男君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
月原 茂皓君	常田 享詳君	齋藤 勲君	櫻井 充君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
中島 啓雄君	中島 眞人君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
中曾根弘文君	中原 爽君	谷 博之君	谷林 正昭君
仲道 俊哉君	西銘順志郎君	千葉 景子君	ヰルシムルイ君
野上浩太郎君	野沢 太三君	辻 泰弘君	角田 義一君
野間 越君	南野知恵子君	内藤 正光君	直嶋 正行君
橋本 聖子君	林 芳正君	中島 章夫君	信田 邦雄君
日出 英輔君	福島啓史郎君	保坂 三蔵君	長谷川 清君
藤井 基之君	舩添 要一君	平田 健二君	広中和歌子君
真鍋 賢二君	松田 岩夫君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
松谷蒼一郎君	松山 政司君	藤原 正司君	堀 利和君
松村 龍二君	溝手 顕正君	本田 良一君	松井 孝治君
三浦 一水君	森下 博之君	円 より子君	峰崎 直樹君
宮崎 秀樹君	森元 恒雄君	築瀬 進君	柳田 稔君
森田 次夫君	山内 俊夫君	山下八洲夫君	山根 隆治君
森山 裕君	山崎 正昭君	山本 孝史君	和田ひろ子君
山崎 力君	山下 善彦君	若林 秀樹君	蘆科 満治君
山本 英利君	吉田 博美君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
山本 一太君	若林 正俊君	加藤 修一君	風間 昶君
吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	草川 昭三君	木庭健太郎君
脇 雅史君			

平成十五年七月二日 参議院會議録第三十六号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

投票者氏名

沢 たまき君	白浜 一良君	日程第二 地方独立行政法人法案(内閣提出、衆議院送付)	阿南 一成君	阿部 正俊君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君
高野 博師君	続 訓弘君	日程第三 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	愛知 治郎君	青木 幹雄君	関谷 勝嗣君	田浦 直君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君		荒井 正吾君	有馬 朗人君	田中 直紀君	田村耕太郎君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		有村 治子君	泉 信也君	竹山 裕君	谷川 秀善君	福本 潤一君	松 あきら君
日笠 勝之君	弘友 和夫君		市川 一朗君	入澤 肇君	中原 爽君	仲道 俊哉君	森本 晃司君	山口那津男君
福本 潤一君	松 あきら君	賛成者氏名	岩井 國臣君	岩城 光英君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	山下 栄一君	山本 香苗君
森本 晃司君	山口那津男君	一三一名	岩永 浩美君	上杉 光弘君	野沢 太三君	野間 起君	山本 保君	
山下 栄一君	山本 香苗君		魚住 汎英君	小野 清子君	林 芳正君	日出 英輔君		
山本 保君	渡辺 孝男君		尾辻 秀久君	大仁田 厚君	福島啓史郎君	藤井 基之君		
井上 哲士君	井上 美代君		大野つや子君	扇 千景君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
市田 忠義君	岩佐 恵美君		岡田 広君	加治屋義人君	舛添 要一君	松谷蒼一郎君		
緒方 靖夫君	大沢 辰美君		加藤 紀文君	加納 時男君	松田 岩夫君	松村 龍二君		
紙 智子君	小池 晃君		狩野 安君	景山俊太郎君	松山 政司君	三浦 一水君		
小泉 親司君	大門実紀史君		亀井 郁夫君	河本 英典君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君		
富樫 練三君	西山登紀子君		木村 仁君	岸 宏一君	森山 裕君	山崎 力君		
畑野 君枝君	八田ひろ子君		北岡 秀二君	久世 公堯君	森内 恒雄君	山下 英利君		
林 紀子君	宮本 岳志君		杳掛 哲男君	小齊平敏文君	山下 善彦君	吉村剛太郎君		
吉岡 吉典君	吉川 春子君		小泉 顕雄君	後藤 博子君	吉田 博美君	脇 雅史君		
岩本 莊太君	大江 康弘君		小林 温君	近藤 剛君	若林 正俊君	脇 雅史君		
田名部匡省君	田村 秀昭君		鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	荒木 清寛君	加藤 修一君		
高橋紀世子君	西岡 武夫君		佐藤 昭郎君	斎藤 十朗君	草川 昭三君	沢 たまき君		
平野 貞夫君	平野 達男君		斉藤 滋宣君	山東 昭子君	高野 博師君	高野 博師君		
広野ただし君	松岡満壽男君		桜井 新君	清水嘉与子君	高野 博師君	高野 博師君		
森 ゆうこ君	山本 正和君		清水嘉与子君	陣内 孝雄君	高野 博師君	高野 博師君		
渡辺 秀央君	大脇 雅子君		椎名 一保君	陣内 孝雄君	高野 博師君	高野 博師君		
大田 昌秀君	田 英夫君							
福島 瑞穂君	又市 征治君							
大淵 絹子君	黒岩 宇洋君							
中村 敦夫君	西川きよし君							
本岡 昭次君								
反対者氏名	○名							

藤井 俊男君	藤原 正司君	阿南 一成君	阿部 正俊君	常田 享詳君	鶴保 庸介君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
堀 利和君	本田 良一君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	中川 義雄君	中島 啓雄君	櫻井 充君	榛葉賀津也君
松井 孝治君	円より子君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	中島 眞人君	中曾根弘文君	鈴木 寛君	高嶋 良充君
峰崎 直樹君	築瀬 進君	有村 治子君	泉 信也君	中原 爽君	仲道 俊哉君	高橋 千秋君	谷 博之君
柳田 稔君	山下八洲夫君	市川 一朗君	入澤 肇君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	谷林 正昭君	千葉 景子君
山根 隆治君	山本 孝史君	岩井 國臣君	岩城 光英君	野沢 三三君	野間 起君	角田 義一君	内藤 正光君
和田ひろ子君	若林 秀樹君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	南野知恵子君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	中島 章夫君
薬科 満治君	井上 哲士君	魚住 汎英君	小野 清子君	林 芳正君	日出 英輔君	信田 邦雄君	羽田雄一郎君
井上 美代君	池田 幹幸君	尾辻 秀久君	大仁田 厚君	福島啓史郎君	藤井 基之君	長谷川 清君	平田 健二君
市田 忠義君	岩佐 恵美君	大野つや子君	扇 千景君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	福山 哲郎君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君	岡田 広君	加治屋義人君	舛添 要一君	松村 龍二君	広中和歌子君	藤原 正司君
紙 智子君	小池 晃君	加藤 紀文君	加納 時男君	松田 岩夫君	三浦 一水君	堀 俊男君	本田 良一君
小泉 親司君	大門実紀史君	狩野 安君	景山俊太郎君	松山 政司君	宮崎 秀樹君	松井 孝治君	円より子君
富樫 練三君	西山登紀子君	柏村 武昭君	金田 勝年君	溝手 顕正君	森田 次夫君	峰崎 直樹君	築瀬 進君
畑野 君枝君	八田ひろ子君	亀井 郁夫君	河本 英典君	森下 博之君	森山 裕君	柳田 稔君	山下八洲夫君
林 紀子君	宮本 岳志君	木村 仁君	岸 宏一君	森元 恒雄君	山崎 力君	山根 隆治君	山本 孝史君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	北岡 秀二君	久世 公堯君	山内 俊夫君	山下 英利君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
岩本 莊太君	大江 康弘君	沓掛 哲男君	国井 正幸君	山崎 正昭君	山本 一太君	薬科 満治君	荒木 清寛君
田名部匡省君	田村 秀昭君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君	山下 善彦君	吉田 博美君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
西岡 武夫君	平野 貞夫君	小林 温君	後藤 博子君	吉田 博美君	脇 雅史君	風間 昶君	草川 昭三君
平野 達男君	広野ただし君	鴻池 祥肇君	近藤 剛君	若林 正俊君	朝日 俊弘君	木庭健太郎君	沢 たまき君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	浅尾慶一郎君	今泉 昭君	白浜 一良君	高野 博師君
山本 正和君	渡辺 秀央君	齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君	池口 修次君	海野 徹君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
大脇 雅子君	大田 昌秀君	桜井 新君	山東 昭子君	岩本 司君	江本 孟紀君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君
田 英夫君	福島 瑞穂君	清水嘉与子君	清水 達雄君	江田 五月君	小川 敏夫君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
又市 征治君	大淵 絹子君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	弘友 和夫君	福本 潤一君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	大塚 耕平君	神本美恵子君	松 あきら君	森本 晃司君
西川きよし君	本岡 昭次君	関谷 勝嗣君	田浦 直君	勝本 健司君	木俣 佳丈君	山口那津男君	山下 栄一君
		田中 直紀君	田村耕太郎君	川橋 幸子君	郡司 彰君	山本 香苗君	山本 保君
		伊達 忠一君	竹山 裕君	北澤 俊美君	興石 東君	渡辺 孝男君	岩本 莊太君
		武見 敬三君	谷川 秀善君	小林 元君	佐藤 道夫君	大江 康弘君	田名部匡省君
		段本 幸男君	月原 茂皓君	佐藤 泰介君			

日程第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 二〇五名

田村 秀昭君 高橋紀世子君
西岡 武夫君 平野 貞夫君
平野 達男君 広野ただし君
松岡満壽男君 森 ゆうこ君
山本 正和君 渡辺 秀央君
大淵 絹子君 西川きよし君
本岡 昭次君

反対者氏名

二五名

井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 紙 智子君
小池 晃君 小泉 親司君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大脇 雅子君
大田 昌秀君 田 英夫君
福島 瑞穂君 又市 征治君
中村 敦夫君

医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年五月二十二日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供の在り方に関する質問主意書

医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係を構築、情報の共有による医療の質の向上、医療の透明性の確保、患者の知る権利の確立等の観点から積極的に推進することが求められている。

政府においても、その普及・定着に向け、医療法の改正を始めとする環境整備を進めているところであり、その取組には一定の評価をなし得るものと考ええる。

しかし、医療の現場では、「患者への説明時間が診療報酬に反映されていないので、詳しい説明が聞けるようになるには制度改正が必要」と医療機関の経営を考慮したような発言をする医師がいたり、血液検査の結果の提供を受けるのに一か月以上も待たされる等、遺憾な事例も散見される。

政府は、憲法第二十五条により、国民の社会保障の向上及び増進のため不断の努力をなすべき義務を負うのであり、この際、インフォームド・コンセント及び診療情報の提供について、医療従事者に対し、その趣旨を更に徹底するための措置を講ずる必要がある。

このような観点から、標記について以下質問する。

一、政府は、「患者への説明時間が診療報酬に反映されていないので、詳しい説明が聞けるようになるには制度改正が必要」と患者に発言する医師がいるということについて、どう考えるか。

例えば、説明時間が診療報酬に反映されない

ことも原因と考えるのか。

二、インフォームド・コンセントは、既に医療法第一条の四第二項において、医療従事者の義務とされているが、いまだ十分な理解のない対応も見られることにかんがみると、少なくとも重篤な疾病については、説明のための時間を診療報酬に反映させるべきものと考えているが、政府の見解はどうか。

三、診療結果情報の報告・提供については、患者が担当の医師以外に対しても申請できるようにすべきと考えるが、政府の見解はどうか。

四、政府は、情報提供の申請から患者に実際に提供されるまでの期間について、ガイドラインを設けるつもりはないか。

五、インフォームド・コンセント及び診療情報の提供について、その趣旨を医療の現場に徹底させるため、政府は今後どのような方策を採るのか。

右質問する。

平成十五年六月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供の在り方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成九年に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)が改正され、同法第一条の四第二項において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手(以下「医師等」という。)は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めなければならない旨が明記されたところである。また、医師等による患者への説明については、従来から、診療報酬における個々の診療行為の点数設定に当たって総合的に評価してきたところであるが、医療技術における時間に係る評価の在り方については、平成十五年三月二十八日に閣議決定した「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づく基本方針」で示した方向に沿って、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえつつ、検討してまいりたい。

三について

個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)が施行されれば、医療機関は、原則として、患者本人から診療情報の開示を求められた場合には、診療情報を開示する義務を負うこととなる。

また、厚生労働省に設置した「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」が平成十五年六月に取りまとめた報告書の中で示されている診療情報の提供等に関するガイドライン(案)(以下「ガイドライン案」という。)においては、医師等や医療機関の管理者は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合に、原則としてこれに応じなければならず、その場合には、担当の医師等が説明を行うことが望ましいとき

れており、また、患者等は、医療機関の管理者に対し開示を求めればよいとされている。

現在、ガイドライン案については、規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続が進められているところであり、厚生労働省においては、当該手続を通じて提出される意見も考慮しつつ、できるだけ速やかに診療情報の提供に関する指針を策定し、関係者に対する周知を図るとともに、その着実な実行を求めてまいりたい。

四について

開示請求の対象となる診療記録の内容等に応じて、開示できるか否かの検討に要する期間等が異なることから、開示請求から提供までの期間を一律に定めることは困難であると考えている。なお、ガイドライン案においては、開示請求があった場合に、医療機関の管理者は、担当の医師その他の必要な者の意見を聴いた上で、速やかに開示するか否か等を決定し、これを申立人に通知することとされている。

患者と医師等との信頼関係の下で、患者の選択を尊重した医療を推進していくためには、診療情報の提供を促進していくことが必要であり、今後、ガイドライン案を踏まえた診療情報の提供に関する指針の策定及び周知徹底、臨床研修等における診療情報の提供に関する医師等の理解を深めるための教育、特定機能病院等における患者相談窓口の活用、診療情報の提供促進に向けた調査研究及びその成果の普及等に取り組んでまいりたい。

住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年六月三日

櫻井 充

参議院議長 倉田 寛之殿

住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問主意書

住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)が稼働して九か月になる。長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の報告によれば、国会審議の際の総務大臣の答弁とは異なった実態が明らかになった。

そこで、以下質問する。

一 審議会自ら行ったアンケートでは、長野県下一二〇市町村中一二の自治体から回答があったが、担当職員の九一%が、住基ネットは自治体の負担が大きい割にメリットが少ないと答えている。

1 このシステムのメリットは何か。

2 住基ネットの担当職員がこのような回答をしていることをどのように理解するか。

3 住基ネットについての自治体の理解が足りないということか。全国の市町村が要望して作られたネットワークであるということであるならば、長野県だけは言え、これだけ多くの担当職員が住基ネットを積極的に評価しないのはおかしいのではないか。他の都道府県の市町村の担当職員と比べて、長野県の担当職員に特に問題があるということか。ある

のだとすれば、どういう問題があるのか。

二 総務大臣の国会での発言は、現状を把握した上でのものなのかははっきりしないことが多い。

1 総務大臣は「住基ネットのセキュリティは万全だ」と言ってきたが、どのような意味か。理論上の話なのか、現実が万全であるという意味か。

2 総務大臣は「ファイアウォールがあるから万全だ」という言い方をよくしているが、ここでいうファイアウォールとはどういうものか。それで万全ということは、ウイルスやワームなどが侵入されるコンピュータはファイアウォールが設けられていないということか。

3 住基ネットの現状が万全になっているということであるとすれば、いつ、だが、どの程度の間隔で、どのような調査を行っているのか。すべての都道府県・市町村の住基ネットの設備を確認しているということか。もしそのような調査を行っているのであれば、結果を明らかにされたい。

4 長野県の一二〇の自治体についてはどのような調査をしたのか。

三 一のアンケートでは、五六%が「本人確認情報の漏洩などプライバシーが心配」と答えているにもかかわらず、その後の審議会の調査で、実際長野県の二七の自治体で住基ネットとインターネットが物理的に接続されていることが明らかになった。このような状態では、自治体内外からインターネット経由でアクセスが殺到して情報が流出するおそれがある。

1 政府はこの事実を知っているか。知っている

るのであれば、いつから知っていて、どのような対応をしてきたのか。何ら対応せず放置してきたならば、その理由を述べられたい。

2 長野県では、一か月前に二七自治体の実情が分かり、改善策として、住基ネットへの接続時間を送信のときだけ行うという案を地方自治情報センターに相談したところ、二十四時間接続にする旨言われたとのことであるが、政府はこのことを承知しているか。承知しているのであれば、当センターの対応でよいと考えるか。

3 二七自治体が現在でもインターネットに接続したままになっている理由を知っているか。その理由は何か。

4 総務大臣は、平成十四年十一月十九日の参議院総務委員会と平成十五年二月十三日の衆議院予算委員会、住基ネットは閉じたネットワークであり、他のネットと接続は一切ない旨の答弁をしているが、これは実態とは大きく異なっている。総務大臣は十分な調査も行わず虚偽の答弁をしているのではないか。

5 住基ネットがインターネットと接続されているのに、なぜセキュリティは万全と言えるのか。

6 全国のどのくらいの自治体で、住基ネットとインターネットが接続されているのか。そのような実状を把握するために調査を行ったことがあるのか。あるのであれば、いつどのような調査を行ったのか。また、住基ネットとインターネットは接続していないとの認識であるならば、その根拠は何か。

7 このようにセキュリティの面で問題が発覚したわけであり、安全が確認されるまで住基ネットの稼働を停止すべきではないのか。

四 このような重大な事態にかんがみ、審議会は県に対し二七自治体に適切な処理をするよう依頼し、県は住基ネットとインターネットの両系統を切り離すよう業者に依頼した。

1 役所・役場内のネットワークだけではなく、支所、支庁舎との接続の関係で、想像以上の改造とそれに係るコストが必要になるというが、政府はこのことを承知しているのか。

2 このような自治体はどういう対応をすればよいのか。このまま接続してよいのか。

3 住基ネットとインターネットが接続している全国の自治体のシステムを改造するとすれば、コストは総額でどの程度となるのか。また、そのコストをだれが負担するのか。

五 セキュリティに問題があるにもかかわらず、当初九三に限って使用されると説明された行政事務の数は二六四にも広がっている。本年一月二十一日、政府は自治行政局市町村課長名の事務連絡によって、地方自治体にもっと積極的に住基ネットを使用せよと働き掛けている。地方自治体ではデメリットの方が多くと言っているにもかかわらず、なぜこのように住基ネットを積極的に使用させようとするのか。

六 住基ネットとインターネットの分離がされていない自治体が住基ネットに参加してなければならぬとすると、これらの自治体がインターネット接続していることで問題が起った場合、これらの自治体は被害者に対して損害賠償責任などの法的責任を負うことになるのか。

あるいは、地方自治情報センターか国が責任を負うのか。責任を負わなくてよいとすると、被害者救済はどうするのか。

七 住基ネットは、「自治事務」と位置付けられているにもかかわらず、実際は、国及び国の意向を受けた地方自治情報センターの指示どおりに実施することを強く期待されており、これに対し多くの自治体が反発をしている。

1 結局、住基ネットは、国による個人情報活用にあるのではないのか。

2 長野県のような実情を見ると、住基ネット制度の方向性としては、住基ネットの管理責任の重さからして、住基ネットへの参加について、責任を負いきれる自信のない自治体は参加しなくてもよいとの選択肢を含めた決定権限を自治体に与えるべきではないのか。右質問する。

平成十五年六月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之助

参議院議員櫻井充君提出住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問に対する答弁書

一の1について

電子政府・電子自治体の実現は、二十一世紀における豊かな国民生活の実現と我が国の国際競争力の強化を実現する上での最重要課題の一

つであるが、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、全国の市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県及び指定情報処理機関並びに国の行政機関等を電気通信回線で結ぶとともに、都道府県知事及び指定情報処理機関が本人確認情報(氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報等をいう。以下同じ。)の記録、保存及び提供を行うことを可能とすることにより、電子政府・電子自治体の重要な基盤となるものである。

具体的には、住基ネットの構築により、パスポート申請等の行政手続における住民票の写しの添付の省略、年金の受給者が毎年提出を義務付けられている現況届等の提出の省略等が可能となるほか、住所地以外の市町村における住民票の写しの交付、転入転出手続の簡素化等が可能となる。また、住基ネットは、インターネットで行政手続等を行う際の電子署名に係る公的認証業務の運営に不可欠な情報を提供することになる。このように、住基ネットは住民の利便の増進に大きく寄与するものである。

さらに、行政手続において住民票の写しの添付が省略されれば、住民票の写しの交付の事務に従事している職員を福祉等其他の行政分野に配置することができるようになること、転入転出時等に必要となる市町村間の住民基本台帳に関する事務処理を住基ネットで行うことにより、郵送経費等の削減が可能となること、インターネットで申請や届出を受け付けることにより、申請等のピーク時に合わせた職員配置の見直しが可能となることなど地方公共団体や国の行政

機関における行政の合理化にも大きく寄与するものである。

一の2及び3について

御指摘の長野県本人確認情報保護審議会のアンケートについては、その実施方法、詳細な内容等について承知しておらず、お尋ねの点について、政府として見解を示すことは困難である。

なお、住基ネットの担当職員に対しては、住基ネットの有用性やセキュリティ対策などについて理解を深めるための研修会を、総務省と指定情報処理機関が共同で、全都道府県において毎年実施することとしており、担当職員の住基ネットに対する理解が一層深まるよう努めている所存である。

二の1について

住基ネットのセキュリティが万全であるとの総務大臣の答弁は、住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において個人情報の保護のための機密性を確保する措置が十分講じられており、現実にも個人情報の漏えい等の事故が発生していないことを端的に述べたものである。

すなわち、制度面の措置として、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「住基法」という。)においては、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報を本人確認情報に限定している(住基法第三十条の五及び第三十条の十一)。なお、本人確認情報のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所については、何人でも閲覧を請求することができる情報であり(住基法第十一条)、住民票コードについては、

理由のいかんを問わず、その変更を請求することができものである(住基法第三十条の三)。

また、住基法においては、住基ネットから本人確認情報の提供を受ける行政機関及び事務は、住基法に規定されているものに限定し、受領した本人確認情報の目的外の利用を禁止すること(住基法第三十条の七、第三十条の八及び第三十条の三十四)、市町村、都道府県、指定

情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関のシステム操作者等(委託業者を含む。)に対し守秘義務を課するとともに、当該義務に違反した場合の罰則を国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九九条及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二六十二号)第六十条に規定する罰則(一年以下の懲役又は三万円以下の罰金)に比して加重すること(二年以下の懲役又は百万円以下の罰金)(住基法第三十条の十七、第三十条の三十一及び第三十条の三十五並びに第四十二条)等の措置を講じている。

技術面及び運用面の措置として、市町村、都道府県、指定情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関は、「電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「住基ネットセキュリティ基準」という。)等に基づき、住基ネットに係る事務処理体制や環境・設備の整備、管理及び運用の適正化等の措置を講じている。具体的には、市町村におけるコミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線を使用すること、必要

な部分にファイアウォールを設置し通信制御を行うこと、通信相手相互の認証を行うこと、交換するデータの暗号化を実施すること、端末機の取扱に際し、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード及び暗証番号により確認すること等の措置を講じている。

二の2について

御指摘のファイアウォールとは、ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機を指すものであり、住基ネットにおいては、住基ネットセキュリティ基準等に基づき、市町村のコミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び指定情報処理機関サーバ間等の必要な部分に、指定情報処理機関が管理するファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。また、住基ネットを既設ネットワークと接続する場合には、住基ネットと既設ネットワークとの間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳事務の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行っている。さらに、既設ネットワークをインターネット等の外部のネットワークと接続する場合は、既設ネットワークと外部のネットワークとの間にもファイアウォールを設置し、通信制御を行うこととしている。このような適切なファイアウォールの設置及び通信制御の実施に加え、専用回線の利用、通信相手相互の認証、データの暗号化、操作者識別カードによる認証等の措置により、御指摘のウィルス等の侵入を防止することとしている。

二の3及び4について
本年一月及び二月に、長野県内の市町村を含む

む全市町村においてセキュリティ対策の自己点検を実施したところである。その結果、大部分の市町村においては必要な対応がなされていることが確認されたが、必ずしも十分な対応がなされていないと思われる一部の市町村については、総務省においても都道府県を通じて技術指導を行い、セキュリティ対策の実施状況の報告を求め、適切な管理運営の徹底を図ることとしている。

三の1、5、6及び7について

総務省においては、昨年八月五日の住基ネットの一次稼働に際し、全市町村を対象に住基ネットと接続する既設ネットワークの安全性について点検を実施し、この点検の際に、長野県内の市町村を含め一部の市町村において、住基ネットと接続する既設ネットワークがインターネットと接続していることが判明したが、そのような市町村のうち一定のセキュリティ対策を講じていることを確認できなかった市町村に対しては、改善のための支援を実施した。

住基ネットと接続する既設ネットワークがインターネットと接続している場合があっても、それをもって直ちにセキュリティ上危険であるというものではなく、二の1について及び二の2についてで述べたとおり、住基ネットセキュリティ基準等に基づくファイアウォールの設置及び通信制御の実施を含め制度面、技術面及び運用面における様々な措置を講ずることにより、住基ネットにおけるセキュリティの確保は十分に図られているものである。

なお、二の3及び4についてで述べたとおり、本年一月及び二月に実施した市町村の自己

点検結果に基づき、セキュリティ対策の徹底を図ることとしている。

三の2及び3について

政府としては承知していない。

三の4について

住基ネットは、市町村のコミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関サーバ及びこれらを結ぶ電気通信回線等により構成されており、これらについては、二の1について及び二の2についてで述べたとおり、住基ネットセキュリティ基準等に基づくファイアウォールの設置及び通信制御の実施を含め制度面、技術面及び運用面における様々な措置を講ずることにより外部からの不正侵入や個人情報漏えい等の防止が図られているところである。御指摘の総務大臣の答弁は、このような意味で住基ネットが言わば閉じたシステムを実現しているという趣旨を述べたものであり、「虚偽の答弁」との御指摘は当たらない。

四について

御指摘の「想像以上」の「改造」がどのようなことを意味するかが明らかではないため、お答えすることが困難であるが、総務省においては、地方公共団体が負担するセキュリティ対策に係る所要の経費について、引き続き、地方財政措置を講ずることとしている。

なお、三の1、5、6及び7についてで述べたとおり、住基ネットと接続する既設ネットワークがインターネットと接続している場合があっても、それをもって直ちにセキュリティ上危険であるというのではなく、ファイアウォールの設置を含め制度面、技術面及び運用

面における様々な措置を講ずることにより、住基ネットにおけるセキュリティの確保は十分に図られているものである。

五について

御指摘の本年一月二十一日付けの総務省自治行政局市町村課長名の事務連絡は、住基法第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの発行準備等に関する留意事項について通知したものであり、同通知において、住民基本台帳カードの有効利用の検討を積極的に行うことを市町村に依頼したものである。

なお、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる行政機関及び事務は、住基法に規定されているものに限定されているところであるが、当該行政機関及び事務が、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行時(平成十四年八月五日)に九十三事務であったものが二百六十四事務に拡大したのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)により住基法が改正されたためである。

六について

三の1、5、6及び7について述べたとおり、住基ネットと接続する既設ネットワークがインターネットと接続している場合があっても、それをもって直ちにセキュリティ上危険であるというのではなく、ファイアウォールの設置を含め制度面、技術面及び運用面における様々な措置を講ずることにより、住基ネットに

おけるセキュリティの確保は十分に図られているものである。

なお、仮に万が一、御指摘のような事態が生じた場合において、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)の不法行為の要件に該当する場合には、国、地方公共団体又は指定情報処理機関がこれらの法律に基づき損害賠償責任を負うことになる。

七について

住基ネットは、全国の市町村、都道府県及び指定情報処理機関並びに国の行政機関等を電気通信回線で結ぶとともに、都道府県知事及び指定情報処理機関が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うことを可能とすることにより、住民の利便の増進並びに地方公共団体及び国の行政機関における行政の合理化に寄与することを目的とするものである。

住基ネットのかかる目的にかんがみ、すべての地方公共団体が住基ネットに接続し、住基法に定める事務を処理することとされているところである。

なお、住基ネットのセキュリティ対策については、地方公共団体において十分な対応がなされるよう、総務省において引き続き必要な措置を講じてまいりたい。

イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年六月十二日

福島 瑞穂

参議院議長 倉田 寛之殿

イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問主意書

平成十五年五月二十二日に提出した「イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する質問主意書」(以下「前回質問主意書」という)に対する答弁書の内容に関し、答弁が不明確な点があるので再度質問する。

一、前回質問主意書「一」に関して、総経費は幾ら掛かったのか。答弁が明確でないので再度質問する。

二、前回質問主意書「二」に関して、UNHCRのヨルダン事務所からテント送付の要請は具体的にあったのかなかったのか明らかにされたい。

質問に対する答弁が具体的にないので、再度質問する。また、答弁書の添付文書はUNHCR

ジュネーブ本部の日本人職員から三月二十一日に日本政府あてに提出されているが、これは政府専用機がアンマンに向け日本を飛び立った三月三十日の直前に出されたものであり、さらに、政府専用機でテントを輸送することに関しては日本政府はジュネーブ本部から要請のあった三月二十一日よりかなり早く決定していたとも報道などで言われている。質問の趣旨は、こ

うした文書の出る前から日本側より「こういう要請をしてほしい」との申入れをUNHCR側にしていたのではないかということである。

三、前回質問主意書「三」に関して、ヨルダンやトルコで購入した方がはるかに安いテントを、高

い燃料費を使い二機の政府専用機を使用して輸送した理由は何か、質問に対する答弁が具体的にないので、再度質問する。また、再度確認するが、テント寄贈は日本側からの申出が先であり、それをUNHCRヨルダン事務所が了承したものではないのか。

四、前回質問主意書「四」に関して、日本政府から寄贈されたテントにつき、ルワイシェッド難民キャンプで使用されているのは一部だけということであるが、具体的に何張か。また、残りはキャンプ近くの倉庫にあるとの回答であるが、キャンプ近くには大きな倉庫はなく、アンマン市郊外の倉庫だとの話もあるが正確な倉庫の場所を示されたい。

五、前回質問主意書「五」に関して、輸送に使用した政府専用機の搭載能力について数字等を示して具体的に回答されたい。

六、現地の新聞発表では一〇人用テントが一六〇張輸送されたとなっているが、答弁書の「二及び三について」の回答にある二〇〇〇人分で間違いないか。また、政府専用機である747ジャンボ機一機で二〇〇張分の搭載能力は十分にあると考えているが、それを二機で輸送した理由及び一機ごとに何張輸送したのかの内訳を示されたい。一機目には武装した自衛隊員しか乗っていないかったという現地の証言もあり、改めて問うものである。

右質問する。

平成十五年六月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問に対する答弁書

一について

難民用テントのヨルダンへの空輸に要した経費は、約一億円である。

二及び三について

今回の難民用テントの譲渡及び空輸については、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)から、難民用テントの調達及び輸送には相当の費用と時間を要し、緊急に必要なとされる難民用テントがイラク周辺国では十分に手配できないため、我が国政府が備蓄している難民用テントをUNHCRに譲渡するとともに、ヨルダン国内の空港まで空輸するよう要請があったことを受けて、実施したものである。空輸に当たっては、UNHCRからの要請の緊急性にかんがみ、迅速かつ確実に利用することができ政府保有の航空機によることが適切であったこと、UNHCRから要請された難民用テントの量がおおむね政府専用機二機で空輸可能な量に見合うものであったこと等の理由から、政府専用機を使用することとしたものである。

このUNHCRからの要請は、UNHCRのヨルダン事務所からではなく、UNHCRの本部から行われたものであるが、同本部は、ヨルダン事務所と協議及び調整を行った上で、要請

に及んだものと承知している。

なお、今回の難民用テントの譲渡及び空輸以前から、UNHCRとの間では、人道的な国際救援活動への我が国の協力について随時意見交換を行ってきたところであり、また、我が国の人道救援物資の備蓄体制に関する情報提供も行ってきた。今回の要請は、UNHCRが、これらの意見交換等を通じて、我が国の国際平和協力体制及び人道救援物資の備蓄状況を理解した上で、自らの判断に基づき行ったものであると認識している。

四について

現在、ルワイシェッド難民キャンプで使用されている難民用テントは十張りであり、更に十張りと同キャンプから車で約五分の地点にある倉庫に保管されていると承知している。残りの百四十張りについても、一時は同倉庫に保管されていたが、アンマン市の北約二十五キロメートルにあるザルカ市内の倉庫の方が難民用テントの保管体制が優れており、保管コストも節減できること、輸送の面でも問題がないこと等から、同市内の倉庫に移送され、現在は同倉庫に保管されていると承知している。

五及び六について

UNHCRから要請のあった難民用テントは二千人分であり、我が国がUNHCRに譲渡したのは十人用テント百六十張り(約千八百人分)である。

政府専用機の貨物室には、貨物積載用パレットが五枚まで搭載可能であり、また、貨物室の容積を勘案すると、パレット一枚には、難民用テントが十六張りまで搭載可能である。このた

め、二機の政府専用機それぞれに難民用テント八十張りずつを搭載し、空輸したものである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二二〇円 三三〇円 (本体)